

～とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び

持続的な利用に関する条例の届出について～

1. 新たに地下水を採取する事業者又は採取量を増加しようとする既存事業者の届出

(1) 影響調査計画書（様式第1号と別紙）の届出

○添付書類（5つ）

①井戸の位置を示す図面（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）

②井戸の構造を示す図面

③影響調査を実施する範囲及び井戸等の所在を示す図面
（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）

④影響調査に関し次の事項を記載した書類

- ・調査を実施する範囲を決めた理由が記載されているか
- ・段階揚水試験について、各段階ごとの1時間当たりの揚水量及び揚水時間が記載されているか
- ・連続揚水試験について、1時間当たりの揚水量及び揚水時間が記載されているか
- ・回復試験について、水位の測定時間が記載されているか
- ・各試験の水位を計測する頻度及びその方法が記載されているか
- ・その他参考となる事項が記載されているか

⑤その他知事が必要と認める書類又は図面

○正副2通届け出ること。

○井戸を掘削、設置又は採取量を増加する60日前までに届け出ること。



(2) 影響調査計画について県が審査を行い、その審査結果を県から通知させていただきます。



(3) 審査の結果問題がない場合、掘削や影響調査を実施します。



(4) 採取計画届出書（様式第2号と別紙）の届出

○添付書類（9つ）

①井戸の位置を示す図面（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）

②井戸の構造を示す図面及び地質の断面を示す図面（柱状図）

③揚水設備の概要を記載した書類

④水量測定器の設置場所を示す図面

⑤影響調査の実施方法を記載した書類

⑥影響調査を実施した範囲及び周辺の井戸等の所在を示す図面
（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）

⑦影響調査の結果を記載した書類

⑧住民等に対する周知を実施した場合には、その結果を記載した書類

⑨その他知事が必要と認める書類又は図面

○正副2通届け出ること。

○地下水採取の60日前までに届け出ること。



(5) 影響調査結果について県が審査を行い、その審査結果を県から通知させていただきます。



(6) 審査の結果問題がない場合、地下水の採取を開始することができます。



(7) 工事完了届出書（様式第3号）

○採取計画届出書の届出内容と変更がある場合は、変更の詳細を記載した書類を添付。

○正副2通届け出ること。

○工事完了日から、15日以内に届け出ること。

2. 既存の地下水利用事業者の届出

採取計画届書（様式第2号と別紙）

- 添付書類（9つ、②及び⑤～⑧は省略できる）
 - ①井戸の位置を示す図面（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）
 - ②井戸の構造を示す図面及び地質の断面を示す図面（柱状図）（省略可）
 - ③揚水設備の概要を記載した書類
 - ④水量測定器の設置場所を示す図面
 - ⑤影響調査の実施方法を記載した書類（省略可）
 - ⑥影響調査を実施した範囲及び周辺の井戸等の所在を示す図面（縮尺が2万5000分の1以上のものに限る。）（省略可）
 - ⑦影響調査の結果を記載した書類（省略可）
 - ⑧住民等に対する周知を実施した場合にあっては、その結果を記載した書類（省略可）
 - ⑨その他知事が必要と認める書類又は図面
- 正副2通届け出ること。
- 平成25年4月1日から、60日以内に届け出ること。
- 既存事業者に限り、水量測定器を設置せずに水量を計測する方法が下記のとおり認められる。
 - ①次の算式により計算する方法
 $1 \text{ 時間当たりの揚水能力} \times 1 \text{ 日の稼働時間} \times \text{稼働日数}$
 - ②公共下水道への排出量を測定する方法
 - ③上記に掲げる2つの方法と同等であると認める方法

3. 新規及び既存事業者共通の届出

①採取変更等届出書（様式第4号）

- 氏名や名称の変更、地下水採取量を縮小、休止、廃止する場合に届け出ること。
 - ・採取量を増加させる場合は、新規と同様の扱いとなります。
- 正副2通届け出ること。

②承継届出書（様式第5号）

- 承継された場合に届け出ること。
- 正副2通届け出ること。

③採取量等報告書（様式第6号と別紙）

- 毎年6月末までに、採取量等を報告すること。
 - ・各井戸ごとに別紙への記載をすること。
- 正副2通届け出ること。